

事務連絡  
平成26年2月4日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

産業廃棄物課

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」  
の改正について

日頃から、廃棄物行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成13年4月25日付け環廃対発第183号）を发出しておりましたが、今般、厚生労働省労働基準局長より、別添「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の改正について」（平成26年1月10日付け基安発0110第1号）のとおり通知がございました。

つきましては、下記の資料の内容についてご承知おき頂くと共に、貴下の市町村及び廃棄物焼却施設設置者への周知方よろしくお願いいたします。

記

- ・平成26年1月10日付け基安発0110第1号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について（通知）
- ・【別添】 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- ・（参考） 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 新旧対照表

以上